

政策資料

No.235

《復刊130号》
1986年4月1日

巻頭言 日野市朗1

- 特集 I 1986年度(昭和61年度)
予算修正について2
● 1986年度 予算の修正について2
● 1986年度 予算修正共同要求6
● 1986年度 予算案について申入れ書11
● 1986年度 予算修正共同要求の経過
について12

- 特集 II 国鉄問題について16
● 日本鉄道株式会社法案要綱16
● 日本国有鉄道の解散及び特定長期債務
の処理に関する法律案要綱20
(社会党案と政府案との対照表)22
● 国鉄問題談話(政策審議会長)28

[資料]

- 原子爆弾被爆者等援護法案要綱28
- 円高差益を国民へ—石橋委員長談話30
- アキノ大統領就任を歓迎する31
—国際局長—
- 国會議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律の改正案の概要32

日本社会党政策審議会

言頭巻



政権と政策

日野市朗

政策担当中央執行委員

世界中の人々の注視の中で、コラソン・アキノ女史がフイリピンの政権を獲得した。

一步誤れば内戦という事態が、ともあれ、さしたる流血をみずに收拾されたことは喜こばしいことだ。

手に手にJサインを作り出し、歓喜の表情で集る人々、をテレビのブラウン管はうつしだし、旧い過去にけつ別しようとするその熱気は、それに入れる人々をも、軽い興奮へと誘い込んだ。

しかし、その激変からいくらも日数がたつていないので、アキノ政権の中にすでに、不協和音がたよいはじめている。その問題点の最大のものが、アキノ政権への

権力移行過程を革命とみるのかどうかの、見解の相違である。

アキノ政権は、その内部での意見の相違があるにもかかわらず、自らを革命政権と位置づけて、今後に対処するらしい。

私個人の考えとしては、これは愚かな選択だと思う。

アキノ政権は、まさに連合政権でしかない。しかも、昨年の一二月に、アキノ・ラウレルのコンビが、選挙を前にして組合せられ、その選挙では、マルコス派として反アキノで闘った軍部をも、一部とりこんでの連合である。これから、政権内部での政策合意は容易なものではあるまい。

しかも、山積するフイリピンの

政治課題、経済課題に解決を与えるべならないのだ。とくに貧困な人びとなど、革命ということの中

に、多くの政治的に実現不可能な夢も見るだろう。フイリピンの貧困を救う方策は、農地解放と、企

業の利潤を、企業オーナー達の独立から解放することであろうし、いかにそれを再投資して拡大再生産にむかわせるかである。

だが、そもそも豊かな階級から生れ出たアキノ政権にそれができることか、甚だ心もとない。

私としては、従来の諸制度を否定するのではなく、それに積極的に改良を加えていく方法がとられるべきものなのだとと思う。決して

ないが、革命を意識しすぎ、政策の選択肢をしぼれないという結果になることを心配する。

フイリピンの大変動は、政権の劇的な移動というものは、容易に

起りうるものだということを、人びとに認識させることになった。

しかも、多分に革命的な推移をたどりうることも、われわれは眼のあたりにした。だが、そういうたたかれた政策の定立が予定されていない

と、極めてもろいものにもなりかねない。

日本で、フイリピン型の政権移動はありえないだろう。だが、日本型の政権の急激な移動の可能性は、ある程度高いと私は思う。自民党が、もう過半数を割りこんでいるのだという事態が、雄弁に予言しているではないか。

社会党が、いま至急にやらねばならないことは、政権についてもすぐ実行できる政策を定立することである。

（衆議院議員・ひのいちろう）

特集

I 一九八六年度予算修正について

一九八六・二・一五

一九八六年度(昭和六一年度)予算の 修正について

修正の主要項目

一、内需拡大のための積極政策

1 二兆二六三〇億円の大型所得税減税の実

(1) 所得税減税 一兆一二〇〇億円(別途、
施

(2) 住民税減税一八〇〇億円
税率構造の見直し 五〇〇〇億円

(3) 政策・福祉減税 四六三〇億円
(4) 財源は不公平税制の是正、法人課税の
適正化等で措置

2 生活基盤整備のための公共投資増額
(1) 住宅、下水道、都市再開発、みどりの
保全等

(2) 財源は国債で確保
これに対してもわが党は、来年度予算を「軍
縮・内需拡大型予算」に組み替え、修正する
よう要求する。

政府予算は大きな転換期にある内外の情勢
に対する積極的対応を欠き、依然として軍拡・
大企業優遇・国民生活圧迫の予算となつてい
る。五年連続で軍事費を突出させる一方、國
内外からの「内需拡大」の要求に対しても「民
活依存」(大型プロジェクト、国公有地の払い
下げ)にすり替え、所得税減税を見送り、社
会環境整備のための公共投資なども不十分
で、しかも教育費や社会保障費の削減、地方

下げ)にすり替え、所得税減税を見送り、社
会環境整備のための公共投資なども不十分
で、しかも教育費や社会保障費の削減、地方

二、防衛関係費の凍結、軍縮への始動

防衛関係費を当面、前年度並みに凍結、政
府予算から二〇六四億円減額する。

三、高齢者対策等の充実

- (1) 老齢福祉年金を当面、三万円に引き上
げる。

(2) 老人医療費の本人負担（初診料、入院
費）の引き上げを行わない（八八七億円）。

（一兆一八〇七億円）。

五、その他

四、地方財政の尊重、負担転嫁の中止

国の赤字の地方財政への負担転嫁をやめ
る。このため、補助率の一^レ削減を行わない

- 1 たばこ消費税の引き上げを撤回する。
（国税分 一二〇〇億円）

- 2 不要不急経費の削減（七三七億円）

予算組替えバランス（政府案の修正額）試算

（単位：億円）

項 目 (歳 入)	増 額	項 目 (歳 出)		減 額
		1 税収増	2 建設国債	
二四、九二三	二〇、四五七	二四、九二三	二〇、四五七	一〇、八三〇
四五、三七九		1 所得税および政策減税（住宅、パー ト、教育等）	2 たばこ消費税（国税分）	一、二〇〇
		3 赤字法人課税の撤回		二、二三〇
二、六九三 (八八七) (一、〇七六) (七三〇)	二四、二六〇			
1 社会保障の充実 (内訳) ・老人保険改悪撤回 ・被用者保険拠出率現行維持 ・福祉年金・手当等	七、三七七	1 防衛関係費の凍結	二、〇六四	
原発関連	八三九億他	2 不要不急経費の節減 石油対策費一、五〇〇億 教職員主任手当 四〇億		

項	目		増額
2	地方自治体に対する補助金削減の撤回等	一二、八〇七	
3	林業対策強化 （内訳）・民有林・林業振興対策 ・国有林野事業の財政再建	一、三一三 (三〇七)	
4	公共事業の拡大 （内訳）・公共住宅建て替え・優良木造住宅建設促進等	二、〇〇六 一三、八七四 (二、三八〇)	
6	教育環境の整備 （私大経常費補助、公立文教・社会教育・体育施設、国立大学授業料値上げ撤回等）	一、五六六 (一、六一〇) (二、七九七) (三、二〇七) (二、八八〇) (四、〇〇〇)	
7	労働対策の充実 （内訳）・中小企業等退職金共済制度への助成 ・労働基準監督官数の充足等	五七 (五〇) 三〇〇 (七)	
8	国債費増（利子分）	三〇、五六〇	
計		三〇、五六〇	
項	目		減額
九	九、四四一		

【付記】

○○億円、政府案住宅減税分三七〇億円を合わせると、二三、〇〇〇億円となる。

1 この修正により、予算規模は前年度当初比七・〇五%伸び、五六二、〇〇五億円となる。

2 減税額は、表示のほか、住民税減税一八
3 税収増は、不公平税制の是正、法人課税の適正化および自然増見込みを織り込んだものである（内訳別紙）。

4 納付改善費は、人事院勧告完全実施を前提として、全額補正で措置する。

5 ODAの現状は不十分であり、問題も多
いが、六二年度以降、年次計画によつて積極的に対応することとする。

（単位：億円）

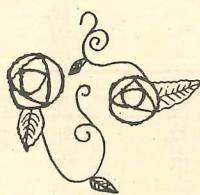
項目	備考	増収額
1 法人税関係の租税特別措置の廃止 (除く、中小企業分)	二、四五〇	
2 法人の退職給与引当金の繰入限度額の適正化	一、二六〇	
3 法人の受取配当金の益金不算入制度の廃止	一、七八〇	
4 配当軽課税率の廃止	二、四九〇	
5 法人税率に軽度の累進税率を導入	一、三九〇	
6 配当税額控除の廃止	三〇〇	
7 プレミアム非課税の廃止	一、九〇〇	
8 給与所得控除の頭打ち制度の復活	四〇〇	
9 利子・配当所得の源泉税率の引き上げ	一、四〇〇	
10 社会保険診療報酬課税の特例の廃止	一、〇三〇	
11 有価証券取引税の引き上げ	六、三三〇	
12 納税環境の整備	一、五〇〇	
13 自然増	二、六九二	
合計	二四、九三三	

一九八六・二・一八

減税要求の内容

(単位：億円)

所得税減税	一一、二〇〇
住民税減税	一、八〇〇
税率構造の見直し	五、〇〇〇
政策・福祉減税	四、六三〇
① 住宅減税	(一、六三〇)
② 教育費減税	(一、四〇〇)
③ パート・内職減税	(三八〇)
④ 退職所得減税	(七〇〇)
⑤ 单身赴任減税	(一二〇)
⑥ 老年者年金減税	(四〇〇)
合計	二三、六三〇



昭和六一年度予算修正共同要求

日本社会党・護憲共同
公明党・国民會議
民主党・国民連合
社会民主連合

(1) 所得税減税—課税最低限の引き上げ

一一、二〇〇

① 基礎控除、配偶者控除、扶養控除
を各四万円引き上げ三七万円（現行
三三万円）とする。

② 給与所得控除を一律八万円引き上
げる。

(四、五〇〇)

この結果、所得税の課税最低限は夫
婦・子供二人の標準世帯で二七三・八万
円（現行二三五・七万円）に引き上げら
れる。

(2) 税率構造の見直し

五、〇〇〇

中堅サラリーマン層の税負担軽減の
ため中間所得層を中心に累進税率構造
を緩和する。

所得税・住民税減税の実施

(単位：億円)

一三三・四〇〇

(3) 所得税における政策減税

五、一〇〇

① 住宅減税 (三、〇〇)

住宅取得促進減税を拡充し、税額控除の額を住宅ローン等の残高の2%相当額に引き上げるとともに適用期間の延長、適用対象の拡大等を図る。

② 教育減税 (一、四〇)

高等学校の教育費（入学金、授業料など）控除制度を創設する。

③ パート・内職減税 (四〇)

パートタイマーに対し配偶者控除の適用限度額の引き上げと給与所得控除の最低控除額を八万円に引き上げ六五万円（現行五七万円）とし、非課税限度額を一〇二万円（現行九〇万円）とする。

2 減税財源および増税撤回財源の確保

二五、三〇五

〔1〕 所得税減税、設備投資減税、増税撤回分（国税）

二三、二〇五

(1) 不公平税制の是正 (一九、四七五)

（四〇〇）

① 有価証券取引税の適正および有価証券譲渡所得の課税強化 (五、〇五)

（四〇〇）

② 利子、配当所得に対する課税の適

正化 (三、〇〇)

(4) 中小企業に対する設備投資減税の拡充 (△一、五〇〇)

(5) 増税の撤回 (△三、七七〇)

利子、配当所得の分離課税率の引き上げ等課税の適正化を図る。

障害者控除など特別個人的控除の各

(4) 住民税減税—課税最低限の引き上げ (一、八〇〇)

基礎控除、配偶者控除、扶養控除を各一二二万円引き上げ二八・二万円（現行二六万円）とする。

この結果、住民税の課税最低限は夫婦・子供一人の標準世帯で二〇五・二万円（現行一九一・二万円）に引き上げられる。

(5) 住民税における政策減税 (三〇〇)

障害者控除など特別個人的控除の各三万円引き上げる。

(6) その他租税特別措置等の見直し (四、〇〇〇)

租税特別措置等を見直し改廃をする。

(4) 納税環境の整備 (三、四〇〇)

所得捕捉の格差是正、脱税防止などを徹底する。

(5) 貸倒引当金等の見直し (三、〇〇〇)

貸倒引当金等を実態に即して見直す。

⑥ 特別個人的控除の引き上げ (三〇〇)

年収一〇〇〇万円以上の給与所得者に対する給与所得控除は頭打ちとする。

(3) 納税環境の整備 (一、〇〇〇)

所得捕捉の格差是正、脱税防止などを徹底する。

(4) 納税環境の整備 (三、四〇〇)

貸倒引当金等を実態に即して見直す。

(5) 納税環境の整備 (三、四〇〇)

貸倒引当金等を実態に即して見直す。

① たばこ消費税の引き上げの見送り

(△二、三〇〇)

地方自治体向けの高率補助金削減の撤回に伴い、引き上げを見送る。
なお、地方たばこ消費税についても引き上げを見送る。

② 法人税の欠損金繰越しの一部停止の見送り

(△三、三〇〇)

法人税の欠損金の繰越し控除制度の適用の一部停止を見送る。

③ 特定買戻え資産の圧縮記帳率削減の見送り

(△四、四〇〇)

法人の特定の資産の買い戻え等の場合の課税の特例制度の縮減を見送る。

〔2〕住民税減税分（地方税）

二、一〇〇

住民税減税の財源は、事業所税の課税対象の拡大等自主税源の確保、地方自治体の行政経費の節減などによって措置する。

3 景気対策・社会資本整備の拡充

七、五〇〇

（1）公共事業費の追加
一般会計の公共事業費を追加し、住宅・下水道等生活関連の社会資本整備を進める（事業配分に当たっては不況

地域等を重点とする）。

注）公共事業に関する追加の財源、みどり・林業対策、教育施設整備および一〇の公共事業関係は建設国債の発行（一兆三・七〇億円）をもって充てる。なお、建設国債の追加発行により国債費を二一〇億円増額する。

（2）中小企業に対する設備投資減税の拡充

（△一、五〇〇）

中小企業の設備投資について、特別償却、税額控除などを拡充するとともに、減税の対象にサービス業の高度化投資を追加する。

4 福祉対策の充実

三、二八三

（1）老齢福祉年金等の増額

九六〇

老齢福祉年金を三万円（政府案二

七、二〇〇円）に引き上げるとともに、連動する他の年金、諸手当等も準じて引き上げる。

（2）老人保健法改正案の撤回

一、九〇〇

老人保健制度については現行どおりとし改正案を撤回する。

（3）健康増進対策の充実

一五〇

婦人の健康診査、がん対策等を充実するとともに中間施設整備を促進する。

（4）国保特例交付金の増額

二三〇

退職者医療制度の実施に伴う国保の財政負担について補てんする。

（5）難病対策の充実

（△一、三〇〇）

難病の公費負担の対象に二〇疾患を追加する。

（6）交通遺児、災害遺児対策等の充実

（△一、三〇〇）

交通遺児等の育英資金の充実と災害遺児に対する育英会を創設する。

（7）交通安全施設等整備費（信号機、道路標識等）を増額する。

（△一、三〇〇）

交通安全施設等整備費（信号機、道路標識等）を増額する。

（△一、三〇〇）

みどり・林業対策の強化

九〇〇

林業の活性化と森林資源の整備を図るため、国・民有林、林業振興対策を充実する。

（8）教育環境の整備

一、〇〇〇

私大経常費補助の充実と公立文教・社会教育・体育施設等の整備を促進する。

（△一、三〇〇）

国立大学授業料、入学検定料の値上げを見送る。

（△一、三〇〇）

輸出関連中小企業・产地を救済するための融資条件を改善する。

9 労働対策の充実

五七

労働基準監督行政の充実を図る。中小企業退職金共済制度への助成を強化する。

- 10 地方自治体向け高率補助金の一
律削減の撤回 一、七〇〇
- 11 國際協力の推進 一〇〇
- 「國の補助金等の臨時特例法案」による地方自治体向け高率補助金の一
律削減を中止する。
- 12 公務員給与の改善費の計上 七六〇
- 在外公館の機能充実など国際協力体制の推進を図る。

歳出の増加については、補助金の整
理合理化、医療費の適正化、生活保護
費等福祉給付の不正受給の適正化、行

計 四一、六四五

計 二六、五七〇

	I 歳 入	(増 加 分)		(減 少 分)	
1 不公平税制のは是正	一九、四七五		1 所得税減税	二一、三〇〇	
(1) 有価証券取引税の適正化	五、〇五五		(1) 課税最低限の引き上げ	二、二〇〇	
(2) 利子、配当所得に対する 課税強化	三、〇〇〇		(2) (1) 課税構造の見直し 政策的減税	五、一〇〇	
(3) 給与所得控除の頭打ち 復活	一、〇〇〇		(2) 教育減税	(一、四〇〇)	
(4) 納税環境の整備	三、四〇〇		(3) パート・内職減税	(一、四〇〇)	
(5) 貸倒引当金等の見直し	三、〇〇〇		(4) 退職所得減税	(一、二〇〇)	
(6) その他租税特別措置等 の見直し	四、〇〇〇		(5) 老年者年金減税	(一、四〇〇)	
2 景気浮揚による税収確保	五、〇〇〇		(6) 特別人的控除の引き 上げ	(一、二〇〇)	
3 外国為替資金特別会計か らの一般会計繰入れ額の増 額	四、〇〇〇		2 設備投資減税の拡充	一、五〇〇	
4 建設国債の発行	一三、一七〇		3 増税の撤回	三、七七〇	
(3) 除適用の一部停止撤回			(1) たばこ消費税の見送り	一、二〇〇	
(3) 圧縮記帳率削減の見送り			(2) 欠損法人の欠損繰越控	三、三〇〇	

修正要求による歳入歳出増減表

(単位：億円)

政経費・不要不急経費の節減などによ
つて措置するとともに、行政機構の肥
大化抑制、国有資産の有効利用に努め
る。

府案より、一兆五〇七五億円増額し五兆
五六一億円となる。

以上の修正案により一般会計規模は、政

II 歳出

(増加分)

(減少分)

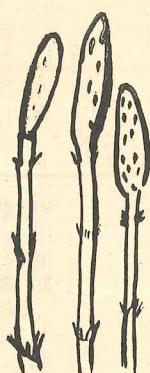
1 行財政改革等の推進 九、〇四八

【付記】

1 公共事業費の追加	六〇〇〇
2 福祉対策の充実	三二八三
老齢福祉年金等の増額	九〇
老人保健法改正案の撤回	一、七〇
健康増進対策の充実	一、七〇
国保特例交付金の増額	一、七〇
難病対策の充実	一、七〇
交通・災害児対策等の充実	一、七〇
交通安全対策の充実	一〇〇
みどり・林業対策の強化	九〇〇〇
教育環境の整備	一、〇〇〇
円高対策	一三
労働対策の充実	五七
地方自治体向け高率補助	一、七〇
金の一律削減の撤回	一〇〇
国際協力の推進	七六〇
公務員給与改善費	二二〇
国債費の増額	一一〇

計	二四、一三三
3 みどり・林業対策の強化	九〇〇〇
4 教育環境の整備	一、〇〇〇
5 教育環境の整備	一、〇〇〇
6 円高対策	一三
7 労働対策の充実	五七
8 地方自治体向け高率補助	一、七〇
9 金の一律削減の撤回	一〇〇
10 国際協力の推進	七六〇
11 公務員給与改善費	二二〇
12 国債費の増額	一一〇

計 九、〇四八



- 1 所得税制の見直しに際しては、二分二乗方式の導入、総合課税の強化等をも含め、検討すること。
- 2 円高と原油価格下落によつて生ずる差益については、長期的視野に立つて国民経済に速やかに還元すること。
- 3 労働時間の短縮に積極的に取り組むこと。
- 4 財政再建を図るため、政府は、当面財政の中期展望の主要経費別内訳を明らかにするとともに、今後のあるべき財政指標の目標値や政府の政策選択を具体的に盛り込んだ中期財政計画を早急に策定し提出すること。

(参考資料)

一九八六・二・二〇

1 所得税の課税最低限度額(単位・万円)

家族構成	現行	改正案
独身者	九六・七	一〇九・六
夫婦者	一三二・二	一五四・七
夫婦子一人	一八三・三	二二五・〇
夫婦子二人	二三五・七	二七三・八

2 個人住民税の課税最低限度額(単位・万円)

家族構成	現行	改正案
独身者	八九・二	九一・六
夫婦者	一一七・二	一二一・九
夫婦子一人	一四七・一	一五九・六
夫婦子二人	一九一・二	二〇五・二

3 標準世帯(夫婦子二人)の減税額

年収三〇〇万円の場合	所得税	住民税	合計
三三、六〇〇円	九、七〇〇円	五、三〇〇円	四三、三〇〇円

(注) 税率は現行どおりとして試算

申し入れ書

日本社会党・護憲共同
公明党・国民会議
社会民主連合

するよう求める。

したがつて、当面、昭和六一年度の防衛費は、人事院勧告の完全実施による人件費の増額を含めても、G.N.P.比一%枠以内に確実に止まるよう経費節減等の措置を講ずべきである。

右、申入れる。

昭和六一年二月二〇日

内閣総理大臣
中曾根康弘 殿

昭和六一年度予算案は、生活安定・内需拡大を切望する国民の声を無視するものとなつてゐる一方、防衛関係費は対前年度当初比六・五八%も突出させてゐる。例年通り公務員給与改善費一%アップ分を計上すれば、この伸び率は七・〇四%となり、政治公約のG.N.P.比一%枠とのスキ間はほとんどないこととなる。

われわれは、とりわけ昨年秋の米ソ首脳会談以降、緊張緩和と軍縮への新たな希望が生まれつつある情勢を踏まえ、平和憲法をもつわが国政府が率先して反核・軍縮の道を選択

一九八六年度予算修正共同要求の経過について

日本社会党政策審議会事務局

わが党は総評と協力し、昨年度の予算要求行動にひき続き、今年度も予算要求行動を通年闘争として位置づけ、予算の大枠が実質的に決定される七月の概算要求基準の了解事以前から、地域からの要求を掘り起すとともに地域運動を活性化させることを最大の狙いとして予算要求行動を開始した。その後、政府予算編成の各段階において党首会談をはじめとする対政府交渉を行なつてきたり、政府はわが党の要求の基本的な部分をほとんど無視し、今日の時代状況に対応しようとしてばかりか、それに逆行する予算を編成し、今国会に提出した。

これに対しわが党は、(1)八五年秋の米ソ首脳会談を契機として国際情勢に緊張緩和のきざしが現われ、反核・軍縮の希望が強まつてきており、わが国がその先導役を果たさなければならぬにもかかわらず、八六年度政府予算案は相も変わらず防衛費突出!!軍事優先

の予算である、(2)対米経済摩擦を頂点とした対外経済摩擦の激化をなんとか緩和するために行なわれた急激なドル安・円高誘導により、国内的には中小企業、下請け企業を中心にデフレ効果が顕在化してくるなかで内需拡大への要請が強まつているにもかかわらず、政府予算案はこれに背を向け、いぜんとして緊縮予算を強行しているとし、以上二点を強く指摘するとともに、政府予算案と真正面から対決するわが党独自の予算修正案を作成し、発表した。それは憲法の理念を現実化させるための第一歩といえる予算修正案である。

まず防衛費については、わが党の主張である「非武装中立」政策は憲法の理念を具体化したものであることはいうまでもないが、その実現のための第一歩として極めて現実的に対応し、正面装備費を中心には予算額を前年度並みに凍結、二〇六四億円の減額修正要求し

この財源対策として、公共事業をはじめとした投資的経費については建設国債の増発(二兆四五七億円)でまかない、残りの経常的経費部分については、税収増の一部でまかなうこととした。ここで注目しなければならないのは、内需を喚起するために二兆円強の建

設国債の増発を組み入れたことである。この使途は生活環境の向上（福祉型都市改造、下水道・公園整備、みどり、教育施設の充実等）に限定されている。この趣旨を明確に主張しておきたい。またわが党は建設国債も国債Ⅱ借金に変わりはないという認識を持つており、今回建設国債の増発要求をしたからといって財政再建を放棄したわけではない。政府のようすでだれの目にも明らかな「増税なき財政再建」路線の堅持を逃さず上にし、財政再建のみを自己目的化させ、国民生活・経済を圧迫するような財政政策は固く拒否するという意志表示をしたのであり、将来の財政が破綻してしまうことを認めていたのではない。「昭和六五年まで特例国債発行からの脱却」と政府は特例国債発行のみ問題にしているが、わが党は建設国債を含めた国債の発行から一五年計画で脱却する政策を掲げている。財政は生活の向上、仕事の保障、労働条件の改善という経済運営の目的の下支えをするものなのであり、現在のデフレ下にある経済状況においては積極的に財政を出動させることが必要であり、このことはわが党の財政再建計画から脱却することではなく、かえつてその遂行を円滑ならしめることになるといつてよい。

内需拡大を進めるもう一つ重要な修正要求

のポイントは、労働団体等の要求する二兆三〇〇〇億円規模の所得税、政策減税（福祉、住宅関係等）案を積極的に評価し全面的にとり入れた点である。中低所得者層を中心として重税感は単に“感”のみに止まつてはいらない。実際、実質可処分所得の伸びを抑制している大きな要因は、税負担の増大なのである。税負担が重くなるにしたがつて、社会保障制度が充実し、生活関連予算が増加するというのならともかく、逆相関関係にあるとでもいえるのが、現状である。この点から、大型所得税減税、政策減税が国民大多数の強い要請となるのは必然的であるといえよう。それがまた財源対策とうまくマッチすることによつて、内需を拡大する大きな要因となるのである。また減税要求とあわせ、補助金カットの撤回要求と関連してたばこ消費税の引き上げを見送り、法人税の欠損金繰越しの一部停止を見送るよう修正要求した。これらを実施するための財源としては、大企業優遇の法人税関係の特別措置を廃止・縮小することを主な内容とした不公平税制の是正と自然増収を充當することとした。

以上がわが党の予算修正要求の骨格であるが、残念なことにわが党单独では政府に要求を突きつけるにあたり迫力を欠き、満足な回答をえられないのが現状である。そこで要求

のポイントは、労働団体等の要求する二兆三〇〇〇億円規模の所得税、政策減税（福祉、社会党、公明党、民社党、社会民主連合）共同の予算修正案を作成することが要請されたり入れた点である。中低所得者層を中心とした重税感は単に“感”のみに止まつてはいらない。実際、実質可処分所得の伸びを抑制している大きな要因は、税負担の増大なのである。税負担が重くなるにしたがつて、社会保障制度が充実し、生活関連予算が増加するというのならともかく、逆相関関係にあるとでもいえるのが、現状である。この点から、大型所得税減税、政策減税が国民大多数の強い要請となるのは必然的であるといえよう。それがまた財源対策とうまくマッチすることによつて、内需を拡大する大きな要因となるのである。また減税要求とあわせ、補助金カットの撤回要求と関連してたばこ消費税の引き上げを見送り、法人税の欠損金繰越しの一部停止を見送るよう修正要求した。これらを実施するための財源としては、大企業優遇の法人税関係の特別措置を廃止・縮小することを主な内容とした不公平税制の是正と自然増収を充當することとした。

第一に、わが党が強く要求した防衛費の凍結・削減は最後まで民社党の同意を得られなかつたが、財源対策の「行政経費・不要不急経費の節減」という表現を用いることの項の説明書きに今日新たに「行政経費・不要不急経費の節減」という表現を用いることで合意した。わが党としては、総額九〇四八億円の節減が防衛費の削減抜きでは不可能とする常識的な解釈の予地を残し、それに党独自案の不要不急経費を加えることとした。

第二に、公共事業の拡大と、それにともなう建設国債の発行額である。他の野党もわが党の考え方に基いて同調しつつ、しかし、追加公共事業の量と建設国債の額については、相当の開きがあり、やむをえず大幅に妥協（公共事業追加額を半減させ六〇〇〇億円に）した。

第三に税制についてである。わが党の大企

業課税強化の細目で調整がなされたほか、所得税の対象を労働者個人から世帯単位に切り替える「二分二乗の方式」の導入を民社党中央に三野党が主張したが、わが党が問題点多いので検討を深めるべきだと主張した結果、「付記」に検討項目として明示することになつた。

最後に、公務員給与改善費の一%計上問題である。人事院勧告の完全実施が前提という点では四野党とも異論なく、わが党は「付記」で補正予算で完全実施すると明記し、あえて一%分計上していなかつたが、これはきわめて技術的な問題であることから、一%分計上を修正要求に明記することで落ち着いた。

その他、減税、増税の撤回、社会保障関係、みどり対策、教育、労働対策の充実などわが党の要求の主要な部分は容易に協調でき、今後の闘争に弾みをつけることができたといえよう。

このようにしてできた四野党共同修正要求は、一面では協調と妥協の所産といえようが、政府予算案との相違は決定的に明らかである。この要求を政府に突きつけるとともに、院内外の運動を今後とも強めていかなければならぬ。

わが党は、このような自衛隊の危険な戦略転換・戦力整備を企図する「中期防衛力整備計画」（一九八六～九〇年）の初年度に当たる

（資料）

八六年度防衛予算の凍結・削減要求について

八六年度防衛予算に対し、「専守防衛」戦略の転換と「防衛費対GNP比一%枠」の突破を阻止するために、その主要正面装備等の凍結・削減（以下の表を参照）を強く要求する。この措置による八六年度防衛関係予算の削減要求額は約二〇六四億一〇〇万円である。

ミサイル巡洋艦フルンゼの太平洋艦隊への配備に象徴されるように、ソ連は戦略原潜の活動するオホーツク海の「聖域・要塞化」と

海上交通線破壊作戦能力を飛躍的に増強している。一方、米国は北西太平洋におけるシー

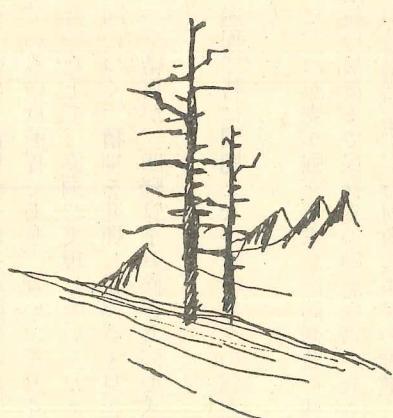
コントロールの確立とソ連によるオホーツク海「聖域・要塞化」の拒否を企図して、前方

防衛戦略を打ち出し、空母一五隻態勢の構築を急ぐと共に、第七艦隊空母機動打撃力を大

幅に強化しようとしている。このような北西太平洋を中心とする米国の攻勢的戦略下で共

同作戦を展開する自衛隊は、「専守防衛」戦略から「前方防衛・反撃戦略」への危険な戦略

的転換を果たし、戦略制海（防衛すべき目標と隔離した海域において防衛目標に指向される敵戦力を無力化する作戦）を達成すべく、「三海峡封鎖・シーレーン防衛」作戦を遂行する陸・海・空三軍の戦力整備を急速に進めている。



特集

II 国鉄問題について

日本鉄道株式会社法案要綱

第一 目的及び事業

一 日本鉄道株式会社（以下「会社」といいう。）は、全国的な鉄道事業並びにこれに関連する自動車運送事業及び連絡船事業を經營することを目的とする株式会社とすること。（第一条第一項関係）

二 会社は、一の事業を営むほか、これに附帯する事業その他の目的を達成するため必要な事業を営むことができる。（第一条第一項関係）

第二 会社の責務

会社は、我が国における旅客及び貨物の基幹的輸送機関である鉄道の全国ネットワ

一クによる輸送その他の公共的輸送を担う

企業体として、経営の分権化及び関連事業の積極的な実施等による事業の活性化と効率化を図ることにより、国及び地方公共団体が中心となって進める総合交通体系の整備確立に寄与するとともに、あわせて関係労働者の雇用の安定に努め、もって公共の福祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を有すること。（第二条関係）

第三条 本社及び支社

一 会社は、本社を東京都に置くこと。（第三条第一項関係）

二 会社に、北海道支社、東北支社、首都圏支社、中部支社、関西圏支社、四国支

社及び九州支社を置くこと。（第三条第二項関係）

三 支社の所在地及び業務区域は、定款で定めること。（第三条第三項関係）

第四 支社への権限委譲

会社は、各支社ごとに、地域の輸送需要に適切に対応した効率的な事業の運営が責任を持つて行われるようにするため、支社に対し、できる限り大幅に権限委譲を行うべきものとすること。（第四条関係）

第五 株 式

一 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本法人に限り、株式を所有できるものとすること。（第五条第一項関係）

二 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の十分の七以上の株式を保有していかなければならないものとすること。（第五条

第二項関係)

三 政府の保有する株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならないものとすること。(第六条関係)

第六 経営委員会

会社に経営委員会を置くこと。(第八条第一項関係)

二 会社の経営の基本方針及び次に掲げる業務執行に関する重要な事項は、経営委員会の議決を経なければならないこと。(第八条第二項関係)

1 事業計画

2 鉄道新線の建設

3 鉄道の営業線の休止又は廃止

4 運賃の基本费率の決定又は変更

5 運輸省令で定める重要な財産の譲渡又は担保への提供

6 国内における大規模な関連事業の開始又は廃止

7 大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止

8 支社への業務執行の権限の委譲に関する基本的事項

第七 経営委員会の組織

一 経営委員会は、委員九人及び会社の代

表取締役のうちから取締役会が選任する者一人をもつて組織すること。(第九条第一項関係)

二 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任すること。(第九条第二項関係)

三 委員長は、委員会の会務を総理すること。(第九条第三項関係)

四 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めて置かなければならぬこと。(第九条第四項関係)

第八 委員の任命

経営委員会の委員は、次に掲げる者につき、

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。(第十条第一項関係)

1 会社の業務に関し、優れた経験と識見を有する者 五人

2 鉄道新線の建設

3 鉄道の営業線の休止又は廃止

4 運賃の基本费率の決定又は変更

5 運輸省令で定める重要な財産の譲渡又は担保への提供

6 国内における大規模な関連事業の開始又は廃止

7 大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止

8 支社への業務執行の権限の委譲に関する基本的事項

9 委員の任期は、四年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。(第十一条第一項関係)

第十 罷 免

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。(第十二条関係)

第十一 地方経営委員会

一 支社に、それぞれ地方経営委員会を置くこと。(十四条第一項関係)

二 次に掲げる事項は、地方経営委員会の議決を経なければならないこと。(第十四条第二項関係)

1 その業務区域内の営業線に係る旅客及び貨物の輸送並びに列車の運行に関する重要な事項

2 その業務区域内の営業線に係る新規投資の開始

3 地域的な関連事業の開始又は廃止

4 その他支社の業務執行に関する重要な事項

5 地方経営委員会は、委員七人及び支社の長をもつて組織すること。(第十四条第三項関係)

6 地方経営委員会の委員は、当該支社の業務区域内に住所を有する者であつて、

次に掲げるものにつき、経営委員会の意見を聴いて、支社の長が選任すること。

(第十四条第四項関係)

1 会社の業務に関し、優れた経験と識見を有する者

三人

2 地域における経済界、労働界、地方公共団体又は公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人

第十二 取締役及び監査役の選任等の決議

会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経営委員会の同意を得なければ、その効力を生じないこと。(第十六条関係)

第十三 社債発行限度の特例等

社債発行限度の特例を設けるとともに、会社の社債権者に会社の財産に対する先取特権を認め、会社の社債発行について便宜を図ること。(第十七条及び第十八条関係)

第十四 債務保証

政府は会社の債務について、保証契約をすることができる。(第十九条関係)

第十五 資金の貸付け

政府は、予算の範囲内において、会社に対する規定を設けること。(第二十二条関係)

事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸付けることができる。(第二十条関係)

第十六 捐助金の交付

一 政府は、毎年度、予算の範囲内において、会社に対し、政令で定めるところに応じて、次の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。(第二十一条関係)

1 鉄道新線の建設に要する費用

2 洪水、地震その他の異常な天然現象により相当規模の災害を受けた鉄道の営業線の災害復旧に要する費用

二 政府は当分の間、毎年度、予算の範囲

内において、会社に対し、政令で定めるところにより、その運輸の継続が国民生活動にとって必要不可欠である鉄道の営業線であつて、適切な経営努力がなされたとしてもなおその收支の均衡を確保する

ことが困難であると認められるものの運営に要する費用の一部を補助することができる。(付則第二条関係)

第十七 政府所有株式の後配

会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。(第二十六条関係)

第十八 財務諸表

當に要する費用の一部を補助することができること。(付則第二条関係)

政府保有株式に対する配当の制限に関する規定を設けること。(第二十二条関係)

第二十五条、第二十七条及び第二十八条

第十八 条 事業計画

一 会社は、毎営業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を作成し、運輸大臣に届け出なければならないこと。これを変更したときも、同様とすること。(第二十四条第一項関係)

二 運輸大臣は、前項の場合において、特に必要があると認めるときは、会社に対し、その届出に係る事業計画を変更すべきことを指示することができる。(第二十四条第二項関係)

三 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、運輸大臣に提出しなければならない。(第二十六条関係)

第十九 監督

会社は、運輸大臣の認可を受けなければ、新株等の発行、定款の変更、社債の募集、長期資金の借り入れ、重要な設備の譲渡等を行うことができないものとする等会社の監督について所要の規定を設けること。(第五条第三項、第二十三条、

第一項関係)

二 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(第二十八条第二項関係)

第二十一 報告

運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関する報告を徴することができる。(第二十九条関係)

第二十二 罰則

所要の罰則規定を設けること。(第三十一条から第三十六条まで関係)

第三 経営委員会の委員となるべき者の指名等

内閣総理大臣は、委員会の委員となるべき者を会社の成立前にあらかじめ指名することとし、その者は、会社の成立時に委員に任命されたものとする。(附則第十三条関係)

第一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第二 会社の設立

一 運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるも

のとすること。(附則第三条関係)

二 会社の設立に際し、発行する株式の総数は、国鉄が引き受けるものとし、株式引受け人としての権利は、政府が行使すること。(附則第六条関係)

三 国鉄は会社の設立に際し、会社に対し、その財産(特定長期債務は含まれないものとする)の全部を出資すること。その出資に係る給付は、日本国鉄鐵道法の廃止規定の施行の時に行われるものとし、会社は、その時に成立すること。(附則第七条及び第九条関係)

四 国鉄が出資によって取得する会社の株式は、政府に無償譲渡されるものとすること。(附則第十二条関係)

第五 会社の設立に伴う租税関係法令

不要とし、会社の成立後に事後的に同意を必要とするものとすること。(附則第十四条関係)

第六 土地、自動車等の出資について

一 土地、自動車等の出資については、不動産取得税、特別土地保有税及び自動車取得税は、非課税とすること。(附則第十一条第一項関係)

二 国鉄が出資する昭和四十四年一月一日以前に取得した土地については、会社に対し、特別土地保有税を課さないこと。(附則第十七条第二項関係)

第七 土地の申告

三 国鉄が出資する昭和五十七年四月一日以後に取得した土地のうち、申告の年まで十年以上経過しているものについて

は、会社に対し、特別土地保有税を課さないこと。(附則第十七条第三項関係)

四 国鉄が出資する昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得した土地のうち、市街化区域以外に所在し、かつ、申告の年までに十年以上を経過しているものについては、会社に対し、特別土地保有税を課さないこと。

(附則第十七条第四項関係)

第八 取締役等の選任についての経過措置

会社の設立総会における取締役及び監査役の選任については、経営委員会の同意は

五 国鉄が行う会社に対する株券の現物出資には、有価証券取引税を課さないこと。

(附則第十七条第五項関係)

六 会社設立登記及び会社に対する現物出資についての登記又は登録については、登録免許税を課さないこと。(附則第十七条第五項関係)

七 会社の初年度の試算研究費については、前年度の国鉄の試験研究費を基準と

一九八六・三・六

して、それを超える額の二割について法

人税額から税額控除を行うこと。(附則第十七条第六項関係)

第六 その他

一 税制上の減免措置を講ずること。

二 労働三権を保障すること。

三条第二項関係)

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案要綱

第一 趣 旨

この法律は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理について定めるものとする。(第一条関係)

第二 日本国有鉄道の解散

日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)は、日本鉄道株式会社(以下「会社」という。)の成立の時において解散すること。(第二条関係)

第三 権利及び義務の承継

国鉄が解散の時に有するその一切の権利及び義務のうち、長期の資金に係る債務であることを。(第一条関係)

政令で定めるもの(以下「特定長期債務」という。)以外のものは、政令で定めるところにより、国鉄の解散の時において、会社が承継すること。(第三条関係)

第四 職員の承継

一 会社の設立の際現に国鉄の職員である者は、会社の設立の時に会社の職員とな

るものとすること。(第四条第一項関係)

二、前項の規定により国鉄の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対

しては、国家公務員等退職手当法に基づく退職手当は、支給しないこと。(第四

条第二項関係)

三 会社は、前項の規定の適用を受けた会

社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国鉄の職員としての引き続いた在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとすること。(第四条第三項関係)

第五 清算中の国鉄

国鉄は、解散した後においても、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなすこと。(第五条関係)

第六 特定長期債務の処理

第二の規定による解散後の国鉄(以下「清算中の国鉄」という。)は、特定長期債務については、第十一による交付金並びに第十二による納付金及び会社から譲り受けた土地その他の資産を処分して得た収入金をもつてその償還及び当該債務に係る利子の支払(以下「特定長期債務の償還等」という。)を行うものとすること。(第六条関係)

第七 清算人の任命等

一 運輸大臣は、第一の規定により国鉄が解散したときは、遅滞なく、解散前の国

鉄の中から清算人を任命しなければならないこと。（第七条第一項関係）

二 運輸大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。（第七

条第二項関係）

三 清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の国鉄の職員以外の者の中からも任命することができる。（第七条第三項関係）

第八 清算人の代表権

清算人は、清算中の国鉄を代表すること。（第八条関係）

第九 清算人の職務権限

一 清算人は、政府からの交付金等の受け入れ、会社からの納付金の受け入れ、会社からの土地その他の資産の譲り受け及びその処分並びに特定長期債務の償還等の職務を行うこと。（第九条第一項関係）

二 清算人は、前項の職務を行うために必

要な一切の行為をすることができる。

（第九条第二項関係）

第十 債還計画

一 運輸大臣は、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等が完了するまでの間、昭和六十二年度以降の毎三箇年

を各一期として、当該期間に係る清算中の国鉄の特定長期債務の償還等に関する

計画（以下「債還計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。（第十条第一項関係）

二 運輸大臣は、債還計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならないこと。（第十条第二項関係）

三 政府は、毎年度、債還計画に従い、特定長期債務の償還等の財源に充てるために必要な経費を予算に計上しなければならないこと。（第十条第四項関係）

四 清算人は、債還計画に従つて特定長期債務の処理を行わなければならないこと。（第十条第五項関係）

第十一 清算中の国鉄に対する資金の交付等

第十三 監督

一 政府は、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等が完了する年度までの期

間中の毎年度、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等に要する資金を交付しなければならないこと。（第十二条第一項関係）

二 政府は、前項に定めるもののほか、清算中の国鉄に対し、必要な資金の融通及びあせんその他必要な措置を講ずるものとすること。（第十二条第二項関係）

第十二 清算中の国鉄に対する会社の納付金等

一 会社は、第三の規定により承継した土地その他の資産でその事業の用に供することを要しないものを譲渡した場合において、その取得した対価の額の一部を、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等の財源に充てるため納付することができる。（第十二条第一項関係）

二 前項に規定するもののほか、会社は、清算中の国鉄に対し、前項に規定する土地その他の資産のうち特定長期債務の償還等の財源に充てるため必要かつ適当なものと無償で譲渡することができる。（第十二条第二項関係）

命することができる。(第十三条関係)

第十四 清算終了の届出

清算人は、清算が終わったときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬこと。(第十四条関係)

第十五 罰則

所要の罰則規定を設けること。(第十五条)

附則

第一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(社会党案と政府案との対照表)

※は両者に差異があるもの。かつての数字は条文

(その一)

事業 及び 目的	事項	社会党案	政府案
附帯事業	本来事業	1 全国的な鉄道事業(一①②) 2 右に関連する自動車運送事業及び連絡船事業 (一①②)	旅客鉄道事業 貨物鉄道事業(一①②)
大臣認可不要(一②)	大臣認可(一②)		

ただし、附則第二及び第三は、昭和六十二年四月一日から施行すること。(附則第一条)

条関係) 次の法律は、廃止すること。(附則第二条)

第二 日本国鉄道法等の廃止

関係) 次の法律は、廃止すること。(附則第二条) 条関係) 次の法律は、廃止すること。(附則第二条)

- 1 日本国鉄道法
- 2 日本国鉄道法施行法

第三 日本国鉄道法の廃止に伴う経過措置

一 日本国鉄道法は、附則第二の規定にかかるわらず、国鉄の解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を

有すること。(附則第三条関係)
二 その他国鉄法の廃止に伴い必要な経過措置を設けること。(附則第四条関係)

第四 その他

権利義務の承継に伴う経過措置等を設けること。(附則第五条関係)

※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
取締役、監査役等の選任等	取締役及び監査役の選任・解任について経営委員会の同意(十六)	地方経営委員会	経営委員会	新株の発行	会社株式についての外因性排除	政府保有株式処分の国會議決	会社株式についての外因性排除	○(五①)	(六)	7/10以上(五②)	○(四)	○(三②)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	大臣認可不要(一②)	大臣認可(一③)	
可(六)	代表取締役及び監査役の選任・解任について大臣認可(六)	×	×	○(二)	○(一)	大臣認可(五①)	○(一)	○(七)	大臣認可(四③)	○(五①)	×	×	×	×	×	×	×	大臣認可(一③)	大臣認可(一③)	

事項	社会案	政府案
例	十倍以下（十七）	十倍以下（三）
一般担保	○（十八）	○（四）
政府の債務保証	会社の債務について保証契約をすることができる (十九)	会社（三島会社を除く。）成立後五年間に限り、社債に係る債務について保証契約をすることができる (保証期間は十年以下。)（附則十六条）
資金運用部資金等による社債の引受け	×	会社成立後五年間に発行される会社の政府保証債について行うことができる（附則十七条）
無利子貸付け	○（二十）	×
補助	鉄道新線の建設費用、災害復旧費用及び当分の間、特定の不採算営業線に限り、その運営に要する費用について補助することができる（二十二）	×
政府保有株式の後配	○（二十一）	×
定款の変更、利益の処理又は損失の処理、合併及び解散	大臣認可（二十三）	大臣認可（九）

事業計画	大臣に届出。大臣は特に必要があるときは変更を指示することができる（二十四）			
社債募集、長期借入金	大臣認可（二十五）	大臣認可（五）	大臣認可（七）	
財務諸表	大臣に提出（二十六）	大臣に提出（十一）	大臣に提出（十二）	
監査規定	○（三十九）	○（十三）	○（十四）	
報告	○（三十八）	○（十五）	○（十六）	
検査	×	○（十四）	○（十五）	
大蔵大臣との協議	○（三十）	○（十七）	○（十八）	
重要な財産の譲渡等	大臣認可（二十七）	大臣認可（八）	大臣認可（九）	
(その二)				
国鉄の会社に対する出資	その財産の全部（政令で定める特定長期債務を除く。）を日本鉄道株式会社に出資（会社附六）	承継計画の定めるところにより旅客会社及び貨物会社（以下「会社」という。）に出資（会社附六）	承継計画の定めるところにより旅客会社及び貨物会社（以下「会社」という。）に出資（会社附六）	
株式の保有	国鉄から政府への無償譲渡（会社附十）。十分の三までは売却できる	清算事業団が保有、売却（事業団附二）	清算事業団が保有、売却（事業団附二）	
会社の成立	62・4・1（会社附八）	62・4・1（会社附九）	62・4・1（会社附九）	

事項	社会案	政府案
清算法人・国有鉄道清算事業団	清算法人たる国鉄の存続（解散五）	国鉄の清算事業団への移行（事業団附二）
国鉄の権利・義務の承継	1 特定長期債務（解散三）以外の一切の権利・義務を会社が承継する 2 特定長期債務は清算法人たる日本国有鉄道に残る（解散三・五）	1 承継法人（改革十一②）が承継計画（改革二十）に従い承継する（改革二十二） 2 承継されなかつた資産・債務等は、清算事業団において処理する
職員の承継	全職員が、62・4・1に会社の職員となる（解散三・四）	☆承継法人＝旅客・貨物会社、新幹線保有機構、指定法人
土地その他の資産の引き継ぎ	一切の土地等の資産を会社に引き継ぐ（解散三、会社附六）	1 設立委員の示す採用基準に従つて国鉄が作成した採用名簿に記載された国鉄の職員で、設立委員等から採用通知を受けた者は、承継法人の成立の時にその職員として新規に採用される（改革二十三） 2 右以外の職員は清算事業団の職員となる（事業団二） 3 臨時に、事業団は、職員の再就職の促進のための業務を行う（事業団二六③）
長期債務の負担	清算法人たる国鉄が特定長期債務を（解散三、五）、その他の債務は会社が（解散三）負担する。	1 承継法人が、国鉄長期債務等をその事業等の健全かつ円滑な運営を阻害しない範囲において承継する。（改革十三、二十二、事業団附二、機構

		※	※	
		特定長期債務等の 処理	特定長期債務等の 償還に関する計画	
政府等による助成				<p>☆ 特定長期債務 II 国鉄が解散の時に有する権利・義務のうち、長期借入金及び鉄道債券に係る債務で政令で定めるもの（解散三）</p>
3 2 1 会社からの交付金の交付 会社からの納付金 会社から土地等の資産の無償譲渡（解散十一、十二）		<p>1 運輸大臣が毎三箇年を各一期とする償還計画の案を作成し、閣議決定（解散十）</p> <p>2 清算人は償還計画に従つて特定長期債務を処理する（解散九）</p>	<p>1 特定長期債務の償還等は、政府からの交付金等、会社からの納付金及び会社から譲り受けた土地その他資産を処分して得た収入金をもつて行うものとする（解散六、十一、十二）</p>	<p>☆ 特定長期債務 II 国鉄が解散の時に有する権利・義務のうち、長期借入金及び鉄道債券に係る債務で政令で定めるもの（解散三）</p>
				<p>2 三島会社及び試験研究法人は、国鉄長期債務を承継しない（改革十三②）</p> <p>3 承継法人に承継されない国鉄長期債務及びその他の債務は清算事業団が処理する</p>
				<p>☆ 国鉄長期債務 II 国鉄の長期借入金及び鉄道債券に係る債務のすべて（改革十三、事業団一）</p> <p>☆ その他の債務 II 年金負担等・三島会社基金・鉄建公団建設施設に係る資本費負担等</p>
2 1 補助金の交付、その他の援助（事業団三十五①） 資産の融通・あつせん（事業団三十五②）		<p>1 政府は、事業団の債務の償還等に関する償還基本方針を定める（事業団三十二）</p> <p>2 事業団は、償還実施方針を定め、大臣の承認を受けなければならない（事業団三十二）</p> <p>3 事業団は、毎事業年度、償還計画を立てて、大臣の認可を受けなければならない（事業団三十二）</p>	<p>1 清算事業団の国鉄長期債務等の償還等は、土地その他の資産の処分、会社の株式の売却等により行う（事業団三十六）</p> <p>2 国は、清算事業団の債務の償還及び利子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとする（改革十六）</p>	<p>2 三島会社及び試験研究法人は、国鉄長期債務を承継しない（改革十三②）</p> <p>3 承継法人に承継されない国鉄長期債務及びその他の債務は清算事業団が処理する</p>

国鉄問題談話

日本社会党政審会長 嶋崎 譲

譲

本日政府は国鉄を事実上解体する国鉄関係法案の閣議決定を行つた。

政府の意図する「国鉄改革」は、すでに予算委員会等でその内容にきわめて矛盾があることが明らかになっているにもかかわらず何等修正も加えず強引に既定方針を貫ぬくその

態度は厳しく批判されなければならない。

政府の決定した方針では、国鉄の再建は到底不可能であり、わが党はすでに、対案の骨子をあきらかにしたが、一両日中に成案を得、国民の共有財産である国鉄を守り、その真の再建のために全力をあげる決意である。

資料

一九八六年二月

原子爆弾被爆者等援護法案要綱

第一 目的（第一条）

この法律は、国家補償の精神に基づき、被爆者および遺族に対して医療の給付、被

爆者年金または特別給付金の支給等必要な措置を講ずる被爆者には「被爆者援護手帳」を交付する。（第三条）

第三 医療手当および介護手当の支給（第十九条、第二十条）

① 被爆者に対する政令で定めるところ

第二 健康診断、医療の給付および一般疾病医療費の支給（第五条、第八条、第十六条）

- ① 健康診断（定期年二回、臨時二回以上、成人検査、精密検査を行う。）
- ② 医療の給付（現行法と同様に被爆に起因する傷病の医療費は全額国庫負担とする。）

- ③ 一般疾病医療費の支給（現行法と同様に、七十歳未満の被爆者が傷病（起因傷病と遺伝性疾病を除く）につき社会保険で医療を受けた場合に保険給付がなされない部分（例国保三割）について、国は、一般疾病医療費を支給する。七十歳以上の被爆者については、老人保険法の給付を受けることになるが、その一部負担金の部分について、国は一般疾病医療費を支給する。）

- ④ 一般疾病医療費の負担の特例（老人保険法の施行により一般疾病医療費の支給に関し新たに都道府県および市町村が負担しなければならなくなる部分については、従来通り国が負担する措置をとる。）

により月三万円の範囲内で医療手当を支給する。(入院、通院、在宅療養を対象とする。)

(2) 介護手当は政令で定めるところにより

月十万円の範囲内で支給し、家族介護についても給付するよう措置する。

(3) 右の両手当は非課税とする。

第四 被爆二世または三世に対する措置(第四十三条)

(1) 被爆者の子または孫で放射能の影響により生ずる疑いのある疾病にかかったものに対して、

(2) 「被爆者とみなし」健康診断、医療の給付および医療手当・介護手当等の支給を行う。

第五 被爆者年金の支給(第二十一条)

(1) 全被爆者に被爆者年金を支給する。

(2) 被爆者年金の額は最低三二万六四〇〇円とし、障害の程度に応じて、最高年六六六五〇〇円までの範囲内で政令で定める額とする。

(3) 「被害の程度を定めるにあたっては被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮する」旨を規定する。

第六 年金額の賃金スライド(附則 第十三条)

勤労者の平均賃金額が、前年度に比し

翌年四月分から被爆者年金額を政令で改

定すること。
② 被爆者相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置、運営に要する費用を補助する事が出来る。

第七 特別給付金(第二十九条)

(1) 被爆者の遺族には特別給付金を支給する。

(2) 特別給付金の額は一人につき一二〇万円とし五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

第八 葬祭料の支給(第三十五条)

被爆者が死亡した時は、二〇万円の葬祭料を葬祭を行ふものに支給する。

第九 国鉄運賃の無料化(第三十七条)

被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合には、本人およびその介護者の国鉄運賃は無料とする。(国の負担)

第十 被爆者の援護施設(第四十九条、第五十条)

(1) 高年齢被爆者、小頭症の被爆者その他保護、治療を必要とするもののために、用する。

第十一 原爆被爆者等援護審議会(第五十一条)

(1) 厚生大臣の諮問機関として原爆被爆者等援護審議会を設ける。

(2) 被爆者の代表を委員に加える。

第十二 放射線影響研究所に対する助成(第五十五条)

(1) 国は財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用を補助する。

(2) 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するため必要な援助を行うよう努めるものとする。

(3) 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人々に及ぼす影響およびこれによる負傷または疾病による調査研究、被爆者に対する健康診断および指導、当該負傷または疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

第十三 外国人被爆者

日本に居住する外国人被爆者に本法を適用する。

第十四 施行期日（附則第一条）

この法律は昭和六十二年一月一日より施行する。

第十五 厚生大臣の調査義務（附則第十四条）

厚生大臣は、速やかに、この法律に基づく援護を受ける事が出来るものの状況調査を義務づける。

一九八六年二月二十一前橋

円高差益を国民へ—石橋委員長談話

一、昨年九月の五カ国蔵相会議（G5）後急速に進んでいるドル安・円高によって、輸出型産地中小企業をはじめわが国の広範な産業部門は深刻な変動の嵐に見舞われている。加えて、最近の原油価格の急落も新たな波乱材料となりつつある。そうした変動のメリットとデメリットの交錯は、総体的には、昨年まで輸出主導型で突き進んできた成長路線の行き詰まりをもたらし、内需

主導への転換を強いる厳しい環境を創りだしている。

わが党は、この事態が産業や価格の構造、ひいては国民生活の先行きにおよぼす影響について調査、検討を加え、円高不況対策として取り組みを進めている。私はここで特に、看過できない段階にきている電力、石油産業等の差益問題について、基本的な

① 貯蓄された差益の一部は、適切な時期にまとめて消費者に直接還元すべきである（その額は世帯当たり一万円程度とする試算がある）

② 円高定着を確認できる段階から、事後の差益は電気料金の値下げによつて還元すべきである。（八四年に平均五〇・八%の値上げを行つてはいるが、当面、その半分程度を第一次値下げとする必要がある）

③ 電力産業内の設備投資はすでに過剰気味で行う必要はないが、その資金を電柱

対処の方向を提起することにしたい。

二、わが党の推計によれば、一九八五年度における電力九社の円高差益、原油価格値下りの計は三二〇〇～三五〇〇億円に達し、これに八四年度までの差益から得た別途積立金、価格変動調整積立金の計三四〇〇億円を生じている。さらに八六年度上期にも現在の傾向が続くなれば、その規模は一兆数千億円にも達することになる。

この差益は本来の営業利益ではない。電力産業の公共的性格にかんがみ、また、その料金が政府の認可料金であることからも、差益の大部分は消費者と社会に還元するのが当然である。

三、還元の方法について、私はその骨子をつぎのように考えている。

（1）貯蓄された差益の一部は、適切な時期にまとめて消費者に直接還元すべきである（その額は世帯当たり一万円程度とする試算がある）

（2）円高定着を確認できる段階から、事後の差益は電気料金の値下げによつて還元すべきである。（八四年に平均五〇・八%の値上げを行つてはいるが、当面、その半分程度を第一次値下げとする必要がある）

埋設や共同溝整備等を含めた福祉型都市改造、みどり対策、防災等のために活用する方途を検討・推進すべきである。

④

円高のデメリットで痛めつけられる中小企業等のために、必要な法的措置を講じて特別な低利融資のファンドに加えることも検討する必要がある。

⑤ 以上の方途を具体的に進めるに際して

は、生産者、消費者の代表を含む委員会を設け、国民参加で問題点をガラス張りにして推進すべきである。

四、石油産業の場合、その差益の規模は電力よりもかなり大きい（電力が一ドルにつき

一円の円高で年間一二〇億円の差益となる

のに対し石油は三〇〇億円。また、原油価

格一バーレル当たり一ドルの下落で電力は年間一〇〇〇億円、石油は二五〇〇億円の差益）しかし石油価格は市場で決まるのが原則であつて、還元は競争をつうじての値

下げの形であらわれることになる。この原

則にそむき、一時期みられたようなカルテ

ルまがいの価格操作が行なわれるようであれば、厳しく規制すると同時にその特別利益は法的措置によつて税として吸いあげ、消費者、社会への還元の主旨に則した活用の方途を考えなければならない。

五、最後に、いずれにしても電力・石油産業の環境は著しく好転している。私はこの機

会に、これらの産業部門が率先して、賃金、労働時間、雇用形態等の思いきった改善策を進め、経済摩擦・国際的不信の要因となつてゐる“不公平な生産条件”を欧米などへ

に平準化することを求めたい。電力・石油等の部門は、いまやそのための牽引力を発揮すべきポジションに立っているのである。

一九八六・二・二六

アキノ大統領就任を歓迎する

国際局長 館林千里

一、日本社会党は、アジアの一員として、フィリピンにおける大統領選挙とその後の情勢の発展を重大な関心をもつて見守つてきた。

義に立つた国の発展と繁栄を築きあげることを心から期待している。

一、同時にわが党は、今回の劇的な政治変革から、日本政府が教訓を学びとり、従来までの政策を見直し、真にフィリピンの自立的な経済発展、国民生活の向上に貢献できる両国関係の樹立と对外経済協力を推進するよう、政府に要求したい。

一、わが党は、フィリピン国民が、専制政治と決別した新しい政治体制のもとで、当面している諸困難を克服し、平和と民主主義

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正案の概要

改正案の趣旨

(1) 国会議員の選挙等の執行については、国が負担すべき経費の額について一定の基準額を法定し、選挙事務の円滑な執行を図ることとしている。

(2) 選挙執行経費の基準額は、投票所経費、開票所経費、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の選挙事務の種類、選挙事務執行の単位に応じて一三の経費区分に分けて定められている。

(3) 基準法は、これまで三年に一回、参議院議員通常選挙前に改正を行ってきており、今回も最近における給与改定の状況や物価の変動等を勘案し、積算単価を引き上げ、関係基準額を改定しようとするものである。

改正案の概要

(1) 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価

である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

(2) 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

(3) 以上の改正により地方公共団体委託費の額は、現行法による額に比較し、約二八億円増の二五七億円となる。

(4) なお、次の公選法施行令改正を予定
ビラ公営 一枚五円（四円）
運転手報酬 一〇,〇〇〇円（八,〇〇〇円）

（参考）

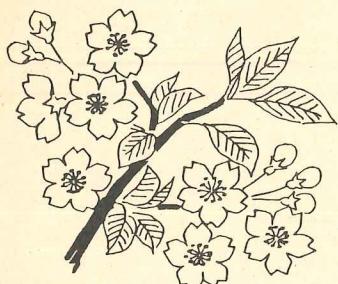
	61年度予算（百万円）（A）	58年度予算（百万円）（B）	（A）/（B）（%）
参議院議員通常選挙費	29,145	25,665	13.6
うち地方公共団体委託費	25,726	22,717	13.2

編集後記

先ごろ明らかにされた文部省の「いじめ」の調査では、昨年一〇月末までの七ヵ月で一万五〇六六件あり、発生した学校数は二万一八九九校、小学校では五二・三%、中学校六八・八%、高校四二・五%で、「いじめ」が発生したとのことです。しかし、この数字は「水山の一角」で実態はもつと日常的、多発的のはずです。ここで考えてみたいことは、子ども・青年の問題行動としての「校内暴力」と「いじめ」問題がつながっているということです。あれだけ吹き荒れた「校内暴力」が沈静化しつつあるのに、「いじめ」が問題化しているのは、力で押さえこまれた彼らのうつ積したエネルギーが、陰しつないじめの方に向っているということです。そのエネルギーが教師や校舎など物に向うのではなく、より弱い仲間の心に向けられているところに事態の深刻化があります。「いじめは昔もあつた」との声も聞かれますが、子ども達をとりまいている状況が大きく変わっていることを忘れた議論というべきです。世の中全体がますます競争社会となっていくなかで、子ども達だけが温かい思いやりの心を育んでいくことはできないでしょう。親も社会風潮にまき

こまれ、とにかく「高い学歴、よい点数」とわが子をかりたてていなかどうか、の反省も必要でしょう。これらに対する根本的な検討なくして「いじめ」を力でおさえこんでも、別の形でより大きな矛盾となつて爆発していくのは火を見るよりも明らかだと思います。臨教審の「審議経過」も、そこが基本的に欠落していることを指摘しなければなりません。

(W)



「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会

委員長 島田琢郎
編集委員 細谷治嘉
武部文
木島喜兵衛
佐藤觀樹
森井忠良
岡田利春
佐藤理
森浦利尚
清水勇
高杉延忠
日野市朗
矢田部理
福間知之
沖崎利夫
渡辺博
瀬尾忠博
佐藤三吾
五十嵐広三
村沢牧
安恒良一
佐藤成幸
佐間田勝美
小林高摩三
船橋成幸
片山甚市
渡辺三郎

兼事務局長
会計監査

渡辺三郎

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1986年4月1日発行

政策資料第235号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
